

大阪府糖尿病重症化予防に関する動画制作及び受診啓発業務委託 仕様書

1 業務の名称

大阪府糖尿病重症化予防に関する動画制作及び受診啓発業務

2 業務の目的

大阪府第3次健康増進計画の最終評価において、糖尿病の未治療者の割合は減少(H26:36%⇒R2:34.2%)したが、依然高い傾向にある。一部の府内の市町村では、人工透析開始年齢の若年化や国民健康保険資格取得後すぐに透析開始している割合が増えている。社会保険から国民健康保険への移動は、透析開始の影響で勤務の継続が困難となり退職していることが示唆される。事業主は、事業継続や健康経営の観点からも、従業員に対して事業場における早期からの糖尿病重症化予防が重要であり、既存の動画は健診受診促進や糖尿病に関する府民向けのものしかないため、新たに事業主向けの啓発動画を制作して、健診結果に基づいた医療機関への受診を促し、従業員の適切な受診を増やすことをめざす。

3 履行期間

契約締結日から令和6年12月27日(金)まで

4 委託金額(上限額)

金3,500千円(消費税及び地方消費税を含む。)

- (1) 委託金額には、人件費、謝礼、旅費、消耗品費、賃借料等、資機材の調達費、運搬・設置・撤去作業費、活動支援金、その他業務の履行に必要となる一切の経費を含む。
- (2) 受託者から提出された業務完了報告書を府で受理後、受託者の請求に基づき支払う。

5 業務の内容

本業務では、上記目的及び次の内容を踏まえ、企画、提案することとする。

(1) 動画の内容

- (ア) 府内の比較的小規模の中小企業の「従業員の健康づくり」、「持続可能な経営」「糖尿病対策」に焦点を当てた内容とする。「定期健康診断・特定健診の受診促進」、「健診結果の理解」、「結果から医療へ確実に繋げる重要性への理解促進」及び「受診しやすい職場環境整備」などの内容を含み、糖尿病に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発に資するものであること。
- (イ) 健康上のリスクだけでなく事業運営のリスク等、幅広く糖尿病に対するリスクを理解し、動画を視聴された事業主や従業員の健康管理担当者が従業員の健康づくり(特定健診及び特定保健指導の実施率向上並びに未治療率の減少)に関心を抱く内容とすること。
- (ウ) 単に「健診を受けましょう」といった表面的な啓発ではなく、事業主が従業員の健康づくりのために具体的な行動をとれるようなインパクトのある内容とすること。本編版の本数や尺(例1:10分×1本、例2:2分×5本、例3:5分×1本)などは提案事項とする。ダイジェスト版は15秒程度を想定している。

※ 府が想定するイメージ

「今から糖尿病の動画をみる」という入り口ではなく、思いもよらないところからドラマチックに展開するストーリー仕立ての動画など。

(2) 撮影・編集

(ア) 動画は本編版(メディア提供用)と、ダイジェスト版(SNS等配信用)を制作すること。ダイジェスト版は、スマートフォンでの閲覧やデジタルサイネージでの放映に耐えるよう、字幕・テロップなどを挿入して無音でも閲覧ができること。

(イ) 演出、出演者交渉、スケジュール調整、素材制作、映像取材、収録、BGM音響制作、著作権等の処理等の業務一切を行うこと。

(ウ) 映像に人物が登場する場合は、提案者の責任において登場人物に対して出演の許諾を得ること。

(3) 広報・啓発

(ア) 令和6年9月頃から、制作した啓発動画を用いてメディア等を活用した広報・啓発を行うこと。参考として、府が主催する健康経営セミナーや中小企業の交流会等での放映を直営で実施予定である。

(イ) アの広報・啓発の実績を業務完了報告書とあわせて取りまとめること。

(4) 提案内容等

提案者は、次の内容を踏まえた上で企画提案書を作成すること。実現可能性は留意しつつ、事業者の創意工夫により斬新でインパクトのあるものを求める。

(ア) 「糖尿病予備群」、「従業員の健康づくりに余裕がない中小企業の事業主」又は「従業員の確保に悩む事業主」など、ターゲットを自由に設定した上で、本事業で制作する動画一式のコンセプトを提案すること。また、「糖尿病に対するリスク」を効果的に伝え、事業主による従業員の健康づくりの仕掛けとなる企画(動画の絵コンテ1種類は必須とする。)を提案すること(企画構成)。

(イ) メディア等を活用し、ターゲットに対して効率的かつ効果的な周知を実現するための方法を提案すること(周知方法)。

(ウ) 本仕様書に定める内容以外に、本業務の目的を達成するための独自提案をすること(その他提案)。本項目は、実現可能な内容であれば複数提案しても良い。

(エ) 広報・啓発を可能とするための具体的な業務工程及び実施体制、内容を説明すること(業務遂行)。

(オ) 過去5年で事業費概ね100万円以上の類似業務の実績及び本業務に関する知見や関係者ネットワークなど、提案者の優位性(強み)を説明すること(類似実績)。

(5) 留意事項

(ア) 糖尿病対策は本業務のみで完結するものではないため、府民や事業主の糖尿病の予防及び重症化予防に向けて、本業務終了後の成果物を活用した展開等、動画制作にとどまらない発展性のある企画提案を高く評価する。

(イ) 提案内容をもとに府と協議を行い、企画内容を正式に決定する。

6 成果品の納品

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) 制作した動画のDVD等(本編版、ダイジェスト版) 1枚
 - (ア) SNS等(YouTubeを含む。)で再生可能な動画形式とすること。
 - (イ) 映像の解像度はフルハイビジョン以上とすること。

7 納品場所及び期限

- (1) 納品場所
大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課
- (2) 納品期限
 - (ア) 動画関係:令和6年9月30日(月)
 - (イ) 業務完了報告書:令和6年12月20日(金)

8 その他(留意事項等)

- (1) 誠実な対応
本委託業務の実施にあたっては、府と十分に協議しながら進めること。また、府との連絡調整を密に行い、経過について適宜報告すること。効果的な動画の制作に資する資料の提供や撮影場所の確保等について、府は可能な範囲で調整及び協力する。
- (2) 苦情等の処理
業務実施で生じたトラブル等については、受託者が責任をもって対応すること。対応にあたっては、府と十分に協議を行うこと。
- (3) 法令等の遵守
受託者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって、条例、規則、関係法令等を十分遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。
- (4) 受託者及び業務従事者の守秘義務
受託者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって知った又は知り得た秘密又は情報を、本契約の期間中はもちろん、契約終了後においても、府及びその他当事者の了解なく他に漏らしてはならない。万一事故が発生した場合には、直ちに府に連絡をするとともに、速やかに必要な調査・報告等を行う等、適切な処理を行うこと。
- (5) 経費
本委託業務の履行に係る経費は、全て契約金額に含むものとする。万一、超える場合は受託者の負担とする。
- (6) 経費関係書類の保存
経費支出等の確認書類(請求書、支払書等)について確実に整理・保管(5年間)し、府からの請求があった場合、速やかに提出すること。
- (7) その他
その他、本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合等は、その扱いについて別途協議の上定めることとする。

9 知的財産権等の取扱い

(1) 権利の帰属等

委託業務の成果物(成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)を含む。)に関する所有権及び著作権(昭和45年法律第48号)(著作権法第21条から第28条の権利を含む。)については、府に帰属するものとする。

本事業の受託者(受託者の従業員及び再委託等を行った場合の再委託先等を含む。)は、著作者人格権に基づく権利を行使しないものとする。

府は、本事業終了後も、本業務の成果物について、任意に加工・編集を行い、Web や印刷物を通じて、事業目的に沿った使用を行えるものとする。

(2) 第三者が有する権利等の取扱い

委託業務の実施にあたり、第三者が、肖像権、知的財産権等の権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。なお、「(1)権利の帰属等」に記載する本事業終了後の利用についても使用料等が生じないものとする。

(3) 権利処理の保証等

受託者は、本委託事業の実施にあたり、第三者の肖像権、知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証すること。第三者からの訴えにより、府に損害(使用の差し止めを含む)が生じた場合は、受託者が損害を賠償すること。

(4) その他

知的財産権等の扱いに関し疑義が生じた場合は、別途協議の上、定めるものとする。